

第 1 編 総則

第1編 総則 目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第1 趣旨 | 1 |
| 第2 計画の位置づけ | 1 |
| 第3 計画の策定及び修正 | 1 |
| 第4 埼玉県地域防災計画との関係 | 1 |
| 第5 計画の効果的推進 | 2 |
| 1 自助、共助による取組の推進 | 2 |
| 2 男女共同参画をはじめとした多様な視点 | 2 |
| 3 広域的な視点 | 2 |
| 4 人的ネットワークの強化 | 2 |
| 5 デジタル化の推進 | 2 |
| 6 計画の効果的推進に向けた取組 | 2 |
| 第6 計画の用語 | 3 |
| 第2節 行田市の概況 | 4 |
| 第1 市の概況 | 4 |
| 1 位置及び地勢 | 4 |
| 2 地形 | 4 |
| 3 地質 | 4 |
| 4 気候 | 4 |
| 5 活断層 | 4 |
| 6 人口 | 5 |
| 7 交通 | 5 |
| 第2 市における災害 | 6 |
| 1 自然災害 | 6 |
| 2 人為災害（大規模事故） | 6 |
| 第2章 防災体制 | 7 |
| 第1節 防災関係機関等の役割 | 7 |
| 第1 市の役割 | 7 |
| 第2 県の役割 | 8 |
| 第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割 | 9 |
| 1 指定地方行政機関の役割 | 9 |
| 2 陸上自衛隊の役割 | 10 |
| 3 指定公共機関の役割 | 11 |
| 4 指定地方公共機関の役割 | 12 |
| 第4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割 | 12 |

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| 第5 | 市の応援協定の締結状況..... | 13 |
| 第2節 | 防災体制..... | 14 |
| 第1 | 市の体制..... | 14 |
| 1 | 災害対策本部..... | 14 |
| 2 | 職員の配備区分..... | 21 |
| 3 | 業務継続計画（BCP）..... | 26 |
| 4 | 災害対応に必要な電源等の確保..... | 26 |
| 5 | コンピュータシステムやデータのバックアップ対策..... | 26 |
| 第2 | 指定地方行政機関等の体制..... | 26 |
| 第3章 | 防災訓練..... | 27 |
| 第1節 | 基本方針..... | 27 |
| 第2節 | 現況と実施計画..... | 27 |
| 第1 | 現況..... | 27 |
| 第2 | 実施計画..... | 27 |
| 1 | 九都県市合同防災訓練への参加..... | 27 |
| 2 | 図上訓練への参加..... | 27 |
| 3 | 総合防災訓練..... | 28 |
| 4 | 合同災害図上訓練..... | 28 |
| 5 | 水防演習..... | 28 |
| 6 | 消防訓練..... | 28 |
| 7 | 避難訓練..... | 28 |
| 8 | 保育園、幼稚園、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練..... | 28 |
| 9 | 事業所等における訓練..... | 28 |
| 10 | 自主防災組織等における訓練..... | 29 |
| 11 | 非常参集訓練..... | 29 |
| 第4章 | 調査研究..... | 30 |
| 第1節 | 基本方針..... | 30 |
| 第2節 | 現況と実施計画..... | 30 |
| 第1 | 現況..... | 30 |
| 第2 | 実施計画..... | 30 |
| 1 | 基礎的調査研究..... | 30 |
| 2 | 震災対策に関する調査研究..... | 31 |
| 3 | 避難する市民の安全確保に関する調査研究..... | 31 |

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 趣旨

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画に基づき、行田市、埼玉県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、行田市内における暴風、竜巻、豪雨、地震等の自然災害及びその他事故災害の防災対策全般に関して、予防・事前対策、応急対策、復旧対策及び災害復興対策を実施することにより、行田市の地域及び市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

市は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、行田市防災会議を設置し、埼玉県地域防災計画を踏まえて、行田市内における防災環境を考慮し、災害の特性に対応した行田市地域防災計画を作成して災害対策を推進する。

なお、この計画は、災害による被害を最小限に食い止め、市民の生命、身体及び財産を守り、いち早く復旧・復興を果たすことを目標とし、事前の備え、発災時の対応、速やかな生活再建に取組み、これらに向け予防・事前対策、応急対策、復旧対策、災害復興等について定めたものである。

第3 計画の策定及び修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正する。

指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関は、関係ある事項について修正する必要があるときは、計画修正案を行田市防災会議に提出するものとする。

また、本計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第5項の規定により、県知事に報告するとともに、市民等にその要旨を公表する。

なお、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、市民及び事業所から当該地域における地区防災計画を本計画に位置付けるよう提案があった場合、行田市防災会議は必要と認めた事項を本計画に定める。

第4 埼玉県地域防災計画との関係

本計画は、埼玉県地域防災計画を基準とする。

なお、共通する計画については、埼玉県地域防災計画を準用し、その範囲内において作成したものであり、埼玉県地域防災計画に抵触するものではない。

第5 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。本計画では、個人や家庭、地域、事業所、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を推進する。

2 男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を推進するため、市防災会議委員に占める女性の割合を高めるように取組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進する。

3 広域的な視点

他の都道府県（九都県市を含む。）との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進する。

4 人的ネットワークの強化

行田市、埼玉県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を推進する。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 計画の効果的推進に向けた取組

市は、本計画を効果的に推進するため、次の事項に留意して取組を推進する。

- ・本計画に基づくマニュアル等の作成及び訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・本計画、マニュアル等の定期的な点検及び検証
- ・点検、訓練等から得られた連絡調整に必要な事項や教訓等の反映

市は、本計画を推進するため、財政負担、援助及び指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討及び実施する。

また、平時から災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関が一層協力できる体制を構築する。

第6 計画の用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

| | 用語 | 用語の意味 |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 災対法 | 災害対策基本法 |
| 2 | 救助法 | 災害救助法 |
| 3 | 市 | 行田市 |
| 4 | 県 | 埼玉県 |
| 5 | 市防災計画 | 行田市地域防災計画 |
| 6 | 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 7 | 防災関係機関 | 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等 |
| 8 | 協定締結団体等 | 災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者 |

第2節 行田市の概況

第1 市の概況

1 位置及び地勢

市は、埼玉県の北部に位置し、東は羽生市、加須市、西は熊谷市、南は鴻巣市に隣接し、北は利根川を境として群馬県に接している。

市の北に利根川、南に荒川の大河川を抱え、その他忍川、星川、武蔵水路などが市内を縦横に流れている。

【市役所位置、面積、広ぼう、海拔】

| 市役所位置 | | 面積 | 広ぼう | | 海拔 |
|------------|---------|-----------------------|---------|---------|---------|
| 東経 | 北緯 | | 東西 | 南北 | |
| 139度27分33秒 | 36度8分9秒 | 67.49 km ² | 11.4 km | 11.9 km | 19.686m |

2 地形

市は、全般的に起伏の少ない平坦な地形をしており、低地と比高差の少ない台地が市内中部から南部にかけて分布する。低地部は、全体としてかなり規模の大きい自然堤防の分布がみられ、そのうちの最も広い自然堤防に主要な市街地が存在している。この自然堤防と台地との間に後背低地が存在するとともに、広い範囲で氾濫平野が広がっている。

3 地質

市のほぼ中央に近い長野及び小見や南部の埼玉・野に分布する微高地は、洪積台地の沈降によって、沖積低地面に近いかあるいは沖積面下に少し埋没した台地で、沖積の被覆層は薄く、その下位は厚さ4m前後の関東ローム層となり、更に砂層が重なっている。自然堤防と後背低地よりなる低地は、砂及びシルト質の沖積堆積物よりなるが、小針沼など特に低湿地として形成されていたところでは、泥炭あるいは泥炭質粘土の堆積することが多い。砂泥質の沖積堆積物は厚さ10m以下で、その下位には砂礫が多く、荒川の新しい扇状地砂礫と考えられている。

4 気候

市の気候は、冬は晴天の日が続き、雨が少なく、また北西の季節風が強く吹くため、空気は乾燥している。夏は南東の季節風が吹き湿気も多く、日中かなり高温となるため、雷の発生が多く降ひょうを伴うこともある。

令和5年における年平均気温は17.2℃、年間降水量は1,028.5mm、平均湿度は65%であった。降水量は、6月の梅雨前線によるものと、9月から10月の台風によるものが多い。

【資料編】第4 4-2 海面気圧平均、気温、平均湿度、降水量

5 活断層

市内には、現在のところ活断層は確認されていない。しかし、市周辺には、活断層及び活断層と

推定される断層が確認されており、地震時に活動して被害を及ぼすおそれがある。市の周辺に位置する活断層は、深谷断層帯及び綾瀬川断層である。

深谷断層帯全体が1つの活動区間として同時に活動する場合、断層帯の長さが約69kmの可能性がことから、M7.9程度の地震が発生する可能性がある。

綾瀬川断層全体が1つの活動区間として同時に活動する場合、断層の長さが約38kmの可能性がことから、M7.5程度の地震が発生する可能性がある。

出典：深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）
地震調査研究推進本部地震調査委員会（平成27年4月24日）

6 人口

市の総人口は、平成12年（2000年）をピークに減少が続いており、令和5年（2023年）1月1日現在で78,741人となっている。

ここ10年間における年齢構成の推移を見ると、平成25年は年少人口（0～14歳）が12.0%、高齢者人口（65歳以上）が23.7%だったものが、令和5年には年少人口が9.9%に減少する一方、高齢人口は32.6%と大幅に増加しており、少子・高齢化が進行している。

生産年齢人口（15～64歳）についても、総人口の減少とともに、63.7%から57.6%へ減少している。

また、市内に住所を有する外国人の数は、令和5年1月1日現在で1,866人となっており、これは市の総人口のおよそ2.4%にあたる。

【資料編】第5 5-1 人口及び世帯数の推移

【資料編】第5 5-2 昼間人口の推移

7 交通

(1) 道路

幹線道路は、国道17号及び国道17号熊谷バイパスが市内南西部を縦断するとともに、国道125号が市内を東西に横断しており、首都圏及び近隣市と接続している。また、高速交通網である東北自動車道、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジへのアクセスも比較的良好であり、広域的な交通利便性に富んでいる。

【資料編】第5 5-3 市道及び橋りょうの状況

(2) 鉄道等

JR高崎線が市の南部を走り、熊谷市と鴻巣市を結び、また秩父鉄道が市の中央部を走り、羽生市と熊谷市を結び、通勤・通学の足となっている。

路線バスは、朝日自動車株式会社が4路線、国際十王交通株式会社が2路線をそれぞれ市内で運行しているが、マイカーの増加等により、バス利用者は年々減少傾向にある。このほか市内公共施設及び観光施設を結ぶ市内循環バスが平成7年4月から運行しており、現在6路線を運行している。

第2 市における災害

本市で発生する災害には、次のようなものが挙げられる。

1 自然災害

【気象災害】

・大雨災害

浸水害、洪水害

・その他の降雨災害

土壌浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、
渇水・干災害（用水不足）

・風災害

風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、
乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）

・雪害

積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）

・酷暑（気温上昇）災害

膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（木造家屋火災）、
疾病（熱中症・機能低下）

・雹（ひょう）害

人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶

・雷害

人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損

・霧害

交通視界困難

・湿度害

疾病

【地変災害】

・地震災害

地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、
帰宅困難者発生

・火山災害

降灰

2 人為災害（大規模事故）

大規模火災、危険物等施設、放射性物質及び原子力発電所施設、道路、鉄道、航空機、電気通信設備、電力施設、ガス施設等の事故災害

第2章 防災体制

防災に関する市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関の主な役割分担は、次のとおりである。

市と県の主な役割分担としては、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する諸対策の実施は原則として市が中心となっており、県は自らが所管する施設等の対策の実施及び市やその他防災関係機関が行う対策に関する指示、要請、連絡、調整等を行うとともに、それらの機関が行う対策の支援を行う。

第1節 防災関係機関等の役割

第1 市の役割

市町村は、次に掲げる災害予防、災害応急及び災害復旧復興の諸対策を策定し、災害に対処する。なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用後は、その範囲において知事の補助機関として災害救助に当たる。（災対法第5条第1項）

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|-----|---|
| 市 | 1 防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること 2 災害予防 (1)防災に関する組織の整備に関すること (2)防災に関する訓練の実施に関すること (3)防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること (4)防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること (5)公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること (6)前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 3 災害応急対策 (1)情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること (2)警報の伝達及び避難情報に関すること (3)消防、水防その他の応急措置に関すること (4)被災者の救難、救助その他保護に関すること (5)帰宅困難者対策に関すること (6)災害を受けた児童生徒の応急教育に関すること (7)施設及び設備の応急復旧に関すること (8)清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (9)飲料水の供給活動の実施に関すること (10)上下水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること (11)緊急輸送の確保に関すること (12)社会秩序の維持に関すること (13)前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること 4 災害復旧 (1)被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること (2)災害復旧上必要な資金計画に関すること (3)被災者の生活確保に関すること |

第2 県の役割

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|------------|--|
| 埼玉県 | 1 災害予防 (1)防災に関する組織の整備に関する事 (2)防災に関する訓練の実施に関する事 (3)防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関する事 (4)防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事 (5)前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 2 災害応急対策 (1)警報の発令及び伝達並びに避難情報に関する事 (2)消防、水防その他の応急措置に関する事 (3)被災者の救難、救助その他の保護に関する事 (4)災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事 (5)施設及び設備の応急の復旧に関する事 (6)清掃、防疫その他の保護衛生措置に関する事 (7)犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事 (8)緊急輸送の確保に関する事 (9)前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事 3 災害復旧 |
| 利根地域振興センター | (1)埼玉県災害対策本部行田支部応急活動組織の整備に関する事 (2)災害情報の収集及び報告に関する事 (3)市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 (4)現地災害調査に関する事 (5)災害対策現地報告に関する事 (6)災害応急対策に必要な応急処置に関する事 |
| 加須農林振興センター | (1)農作物被害状況の調査に関する事 (2)農業災害融資に関する事 (3)農作物の生産・指導等に関する事 (4)農作物病害虫防除対策及び指導に関する事 (5)農地・農業用施設の被害状況調査及び災害復旧事業に関する事 |
| 加須保健所 | (1)感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事。 (2)災害救助食料の衛生に関する事。 (3)医薬品、衛生材料及び各種資材の調達体制の整備に関する事 |
| 行田県土整備事務所 | (1)降水量及び水位等の観測情報に関する事 (2)洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事 (3)水防管理団体との連絡指導に関する事 (4)県管理の河川、道路及び橋りょう等の被災状況の調査及び応急修理に関する事 |
| 行田警察署 | (1)情報の収集、伝達及び広報に関する事 (2)警告及び避難誘導に関する事 (3)人命の救助及び負傷者の救護に関する事 |

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|-----|--|
| | (4)交通の秩序の維持に関する事 (5)犯罪の予防検挙に関する事 (6)行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事 (7)漂流物等の処理に関する事 (8)その他治安維持に必要な措置に関する事 |

第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

1 指定地方行政機関の役割

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|------------------------|---|
| 関東農政局 埼玉県拠点 | 1 災害予防 防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事 2 災害応急対策 (1)管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2)飲食物品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3)農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (4)営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5)災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6)応急用食料・物資の支援に関する事 (7)農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8)食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9)関係職員の派遣に関する事 3 災害復旧 (1)農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 (2)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 |
| 東京航空局 東京空港事務所 | (1)災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事 (2)遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3)災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 |
| 熊谷地方気象台 | (1)気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2)気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4)地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 |
| 行田労働基準監督署 行田公共職業安定所 | (1)工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2)職業の安定に関する事 |

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 関東地方整備局 大宮国道事務所 熊谷国道出張所 利根川上流河川事務所 川俣出張所 荒川上流河川事務所 熊谷出張所 | 管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1)震災対策の推進 (2)危機管理体制の整備 (3)災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4)防災教育等の実施 (5)防災訓練 (6)再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1)災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2)活動体制の確保 (3)災害発生直後の施設の緊急点検 (4)災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5)災害時における応急工事等の実施 (6)災害発生時における交通等の確保 (7)緊急輸送 (8)二次災害の防止対策 (9)ライフライン施設の応急復旧 (10)地方公共団体等への支援 (11)「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣 (12)支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣 (13)被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1)災害復旧の実施 (2)都市の復興 (3)被災事業者等への支援措置 |

2 陸上自衛隊の役割

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|-----------|--|
| 第32 普通科連隊 | 1 災害派遣の準備 (1)災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2)自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3)県防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1)人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2)災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること |

3 指定公共機関の役割

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|-----------------------------|--|
| 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 | (1)災害時に線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと (2)災害により線路が不通となった場合 ア 列車の運転整理及び折返し運転、迂回を行うこと イ 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をする (3)線路、架線、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと (4)死傷者の救護及び処置を行うこと (5)事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと (6)停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと |
| 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 | (1)電気通信設備の整備に関すること (2)災害時における重要通信の確保に関すること (3)被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること |
| 日本郵便株式会社 行田郵便局 | (1)郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること (2)救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること |
| 日本赤十字社 埼玉県支部 | (1)災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時的保存を除く。）を行うこと (2)救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと (3)主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊出し、物資配給、避難所作業、血液及び救援物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社 | (1)災害時における電力供給に関すること (2)被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること |
| 東京ガス株式会社・ 東京ガスネットワーク株式会社 | (1)ガス供給施設の建設及び安全保安に関すること (2)ガスの供給の確保に関すること |
| 独立行政法人水資源機構 利根導水総合事業所 | 管理する堰、揚水機場、水路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1)防災上必要な教育及び訓練 (2)緊急時における通信手段の確保 2 災害応急対策 (1)災害に関する情報の収集及び伝達等 (2)災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、迅速かつ適切な復旧を図り、再度の災害防止に努める。 |

4 指定地方公共機関の役割

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|---------------------------------------|--|
| 秩父鉄道株式会社 | (1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること |
| 一般社団法人 埼玉県トラック協会 行田支部 | 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること |
| 元荒川上流土地改良区 大里用水土地改良区 見沼代用水土地改良区 | (1)防災ため池等の設備の整備と管理に関すること (2)農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること (3)たん水の防排除施設の整備と活動に関すること |
| 荒川北縁水防事務組合 | (1)水防施設資材の整備に関すること (2)水防計画の樹立と水防訓練に関すること (3)水防活動に関すること |
| 国際十王交通株式会社 朝日自動車株式会社 | 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること |
| 一般社団法人 埼玉県LPガス協会行田支部 | (1)LPガス供給施設の安全保安に関すること (2)LPガスの供給の確保に関すること (3)カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること (4)自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること |

第4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

なお、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|-----------|--|
| 商工業関係団体 | (1)市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること (2)災害時における物価安定についての協力に関すること (3)救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること |
| 病院等経営者 | (1)避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること (2)被災時の病人等の収容、保護に関すること (3)災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること |
| 社会福祉施設経営者 | (1)避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2)災害時における収容者の保護に関すること |
| 金融機関 | 被災事業者等に対する資金の融資に関すること |
| 学校法人 | (1)避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2)被災時における教育対策に関すること (3)被災施設の災害復旧に関すること |
| 農業協同組合 | (1)市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 (2)農作物の災害応急対策の指導 (3)被災農家に対する融資、斡旋 (4)農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 (5)農作物の需給調整 |

| 機関名 | 業務又は業務の大綱 |
|----------------------|---|
| 社会福祉法人 行田市社会福祉協議会 | (1)要配慮者の支援に関すること (2)災害時におけるボランティア活動の支援に関すること |

第5 市の応援協定の締結状況

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

なお、市が協定を締結している協定締結団体等は、資料編のとおりである。

【資料編】第2 2-1 災害時相互応援協定等一覧

【資料編】第2 2-2 防災協定締結事業者一覧

【資料編】第2 2-3 応援協定の締結状況

第2節 防災体制

各防災関係機関は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期するものとする。

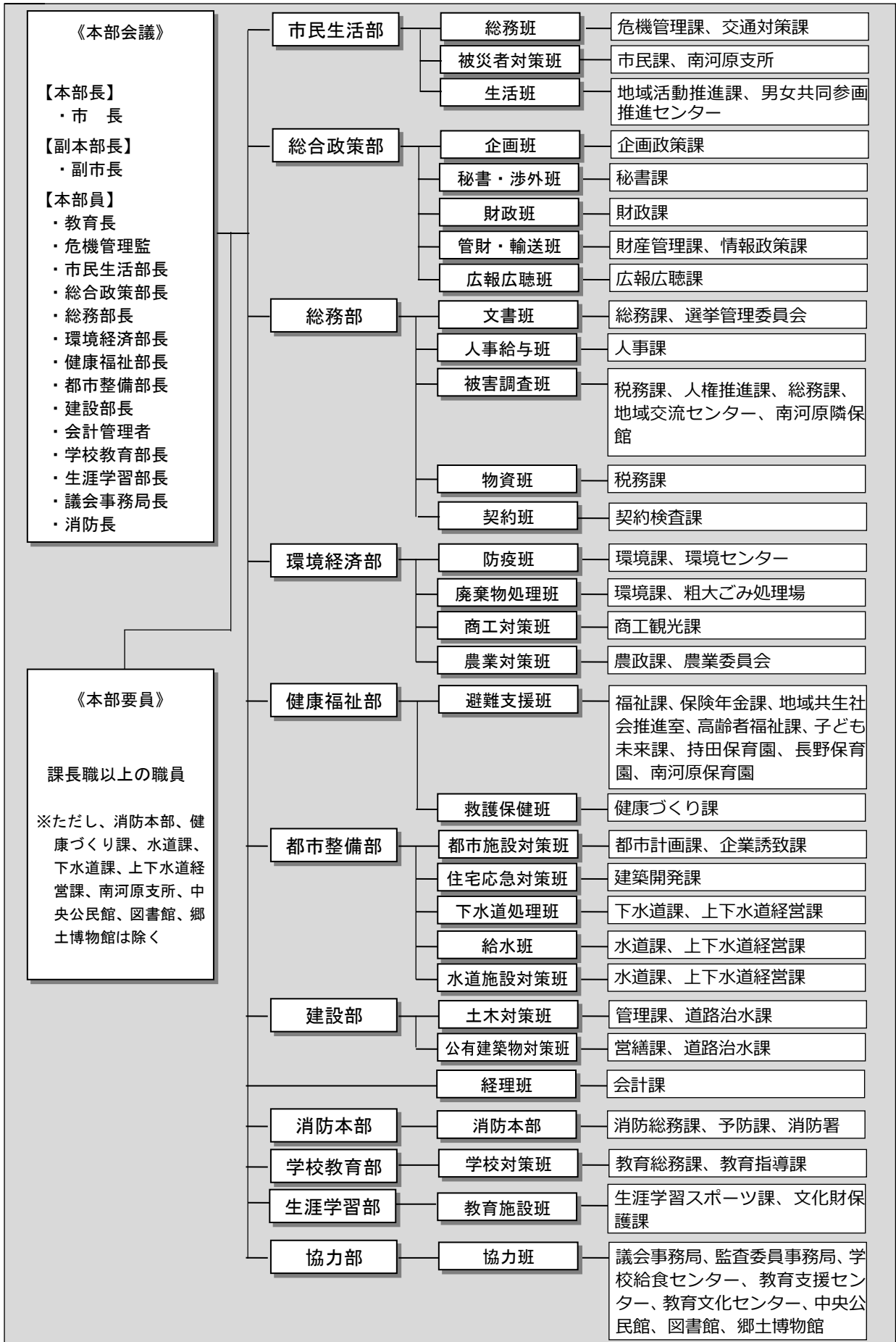
第1 市の体制

市は平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、行田市災害対策本部条例、行田市災害対策本部に関する規程及び行田市災害対策本部を設置する基準に基づき、災害対応の体制を施行する。

1 災害対策本部

災害対策本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各部各班から組織する。なお、災害対策本部の本部員及び組織は、次のとおりである。

【災害対策本部の本部員及び組織】



《本部要員》

課長職以上の職員

※ただし、消防本部、健康づくり課、水道課、下水道課、上下水道経営課、南河原支所、中央公民館、図書館、郷土博物館は除く

【災害対策本部の所掌事務】

| 部 | 班 | 事務分掌 |
|-------|--|---|
| 市民生活部 | 総務班 (危機管理課) (交通対策課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の指令伝達に関すること。 ・ 本部の開設・閉鎖に関すること。 ・ 本部の庶務に関すること。 ・ 災害に関する情報の収集、伝達に関すること。 ・ 自衛隊及び緊急消防援助隊の応援要請及び連絡に関すること。 ・ 防災行政無線、広報車等による市民への広報に関すること。 ・ 関係機関との連絡に関すること。 ・ 関係機関に対する被害状況報告に関すること。 ・ 災害時における交通機関との連絡調整に関すること。 ・ 災害時における交通規制及び交通途絶時における交通応急対策に関すること。 |
| | 被災者対策班 (市民課) (南河原支所) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明者の照会に関すること。 ・ 遺体の処理及び埋葬に関すること。 ・ 埋火葬許可証の発行に関すること。 ・ 被害調査の集計に関すること。 ・ 被災者名簿の整理に関すること。 |
| | 生活班 (地域活動推進課) (男女共同参画センター) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会との連絡に関すること。 ・ 自治会への各種災害広報及び避難に関すること。 ・ 外国人の避難及び救護に関すること。 ・ 被災者への相談窓口の設置に関すること。 |
| 総合政策部 | 企画班 (企画政策課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者対策に関すること。 ・ 応援団体等との連絡調整（人的、物的応援を含む。）に関すること。 |
| | 秘書・渉外班 (秘書課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長、副本部長の秘書、渉外に関すること。 ・ 陳情、見舞等の応接に関すること。 |
| | 財政班 (財政課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関係予算の編成に関すること。 |
| | 管財・輸送班 (財産管理課) (情報政策課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産（教育関係を除く。）の被害状況調査及び転用に関すること。 ・ 災害対策用自動車の配備及び確保に関すること。 ・ O A 機器類の被害調査及び応急措置に関すること。 ・ I T 関連の業務に関すること。 |
| | 広報広聴班 (広報広聴課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害広報及び報道機関との連絡に関すること。 ・ 災害記録写真等の作成に関すること。 ・ ホームページや SNS 等による情報発信に関すること。 |
| 総務部 | 文書班 (総務課) (選挙管理委員会) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用令書、公用従事令書の交付に関すること。 ・ 災害関係文書の收受、発送、印刷に関すること。 |
| | 人事給与班 (人事課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤人員の把握及び配備に関すること。 ・ 災害対策職員の給与、公務災害に関すること。 |
| | 被害調査班 (税務課) (人権推進課) (総務課) (地域交流センター) (南河原隣保館) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況調査に関すること。 ・ 罹災証明に関すること。 ・ 災害状況の収集及び被害状況報告の受理に関すること。 |

| 部 | 班 | 事務分掌 |
|-------|--|--|
| | 物資班 (税務課) | <ul style="list-style-type: none"> ・食料等の確保に関する事。 ・被災者に対する食料等の輸送、配給に関する事。 ・炊出しに関する事。 ・救援物資の仕分け等の協力に関する事。 |
| | 契約班 (契約検査課) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助物資の調達に関する事。 ・調達物品の保管、引渡しに関する事。 ・職員に対する物品の支給に関する事。 |
| 環境経済部 | 防疫班 (環境課) (環境センター) | <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の被害調査及び応急措置に関する事。 ・防疫活動に関する事。 ・災害時の消毒に関する事。 ・下水道処理班との連携による仮設トイレの設置に関する事。 |
| | 廃棄物処理班 (環境課) (粗大ごみ処理場) | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の被害調査及び応急措置に関する事。 ・被害地域の廃棄物処理及び応急清掃に関する事。 ・市民の生活環境の保全に関する事。 |
| | 商工対策班 (商工観光課) | <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の避難及び救護に関する事。 ・商店、工場、事業所等の被害調査に関する事。 ・被服・寝具等生活必需物資の調達に関する事。 ・商工業関係の復旧対策に関する事。 |
| | 農業対策班 (農政課) (農業委員会) | <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫等の発生予防に関する事。 ・農耕地及び農業施設の被害調査に関する事。 ・農業関係(土木)被害の調査に関する事。 ・主要農作物及び農耕地の災害応急対策に関する事。 |
| 健康福祉部 | 避難支援班 (福祉課) (保険年金課) (地域共生社会推進室) (高齢者福祉課) (子ども未来課) (持田保育園) (長野保育園) (南河原保育園) | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の避難及び救護に関する事。 ・高齢者の避難及び救護に関する事。 ・保育園児の避難及び救護に関する事。 ・被災者の被害調査に関する事。 ・ボランティアの受入窓口となる社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・救援物資の仕分け、配布に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・災害見舞品の受付及び配布に関する事。 |
| | 救護保健班 (健康づくり課) | <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、衛生材料及び各種資材の調達配給に関する事。 ・感染症予防についての広報及び発生時の調査指導に関する事。 ・医師会、医療機関との連絡調整に関する事。 ・医療救護所等の設置についての計画立案に関する事。 ・職員、避難所収容者等の応急医療に関する事。 |
| 都市整備部 | 都市施設対策班 (都市計画課) (企業誘致課) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興都市計画に関する事。 ・公園施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 ・公園施設等の安全点検及び避難場所の設営に関する事。 ・区画整理事業地内の被害調査及び復旧に関する事。 |
| | 住宅応急対策班 (建築開発課) | <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事。 ・被災住宅の応急修理に関する事。 |
| | 下水道処理班 (下水道課) (上下水道経営課) | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 ・市下水道排水設備指定工事店との連絡調整に関する事。 ・防疫班との連携による仮設トイレの設置に関する事。 |
| | 給水班 (水道課) (上下水道経営課) | <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する飲料水の確保、輸送、給水計画の立案に関する事。 ・被災者に対する応急飲料水の輸送、給水に関する事。 |

| 部 | 班 | 事務分掌 |
|-------|--|---|
| | 水道施設対策班 (水道課) (上下水道経営課) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の水源確保に関すること。 ・水道施設の被害調査に関すること。 ・市指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 ・水道施設の復旧、応急工事に関すること。 |
| 建設部 | 土木対策班 (管理課) (道路治水課) | <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう、河川等土木関係被害の調査に関すること。 ・道路、橋りょう等の応急復旧に関すること。 ・道路障害物の除去に関すること。 |
| | 公有建物対策班 (営繕課) (道路治水課) | <ul style="list-style-type: none"> ・公有建物の被害調査及び災害復旧に関すること。 ・避難所の応急整備に関すること。 ・被災者用応急仮設住宅の設計、建設に関すること。 ・応急仮設住宅建設のための各種資材、建築業者の確保に関すること。 |
| | 経理班 (会計課) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害経費の出納に関すること。 ・救助費の集計に関すること。 ・義援金、見舞金の受付に関すること。 |
| 消防本部 | 消防総務課 予防課 消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に関すること。 ・救助活動に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・情報の収集及び無線通信に関すること。 ・救急活動及び搬送に関すること。 ・ポンプ車による給水活動支援に関すること。 |
| 学校教育部 | 学校対策班 (教育総務課) (教育指導課) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の避難等安全措置に関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・応急教育施設の場所及び教職員の確保に関すること。 ・教科書、教材の確保、配布に関すること。 ・教育関係機関との連絡、情報の収集に関すること。 ・幼稚園児の安全対策についての支援に関すること。 ・その他災害時の教育指導、安全対策に関すること。 |
| 生涯学習部 | 教育施設班 (生涯学習スポーツ課) (文化財保護課) | <ul style="list-style-type: none"> ・教育関係施設及び文化財等の被害状況調査、復旧に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 |
| 協力部 | 協力班 (議会事務局) (監査委員事務局) (学校給食センター) (教育支援センター) (教育文化センター) (中央公民館) (図書館) (郷土博物館) | <ul style="list-style-type: none"> ・特命事項に関すること。 ・緊急を要する班への応援に関すること。 |

(1) 災害対策本部の設置

市長は、市内に災害による相当規模以上の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置して災害応急対策を推進する。

ア 設置基準

市長は、次のいずれかに該当する場合で、防災の推進を図るため必要があると認めるときに災害対策本部を設置する。

- 広範囲な地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 著しく激甚である災害が発生し、災害応急対策を特に必要とするとき。
- 原則として震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 設置場所

災害対策本部は、市庁舎305会議室に設置する。ただし、市庁舎が被災し使用できない場合、又は使用できなくなるおそれがある場合は、想定される被害等を勘案して市消防本部に設置する。

なお、その際には速やかにその旨を防災関係機関に連絡する。

ウ 災害対策本部の標識の掲示

災害対策本部が設置された場合は、市庁舎正面玄関に「行田市災害対策本部」の標識を掲示する。

なお、市消防本部に設置された場合は、市消防本部正面玄関に掲示する。

エ 防災関係機関への連絡

災害対策本部を設置又は廃止したときは、速やかに次表に掲げる機関のうち必要と認める機関にその旨を通知又は公表する。

【通知又は公表先】

| 通知又は公表先 | 連絡担当部課 | 通知又は公表方法 |
|----------|----------------|--|
| 知事 | 市民生活部 危機管理課 | 県防災行政無線、県災害オペレーション支援システム、 電話、FAX、その他迅速な方法 |
| 協定締結市町村 | 〃 | 県防災行政無線、電話、FAX、その他迅速な方法 |
| 行田警察署 | 〃 | 電話、FAXその他迅速な方法 |
| 消防本部、消防署 | 〃 | 〃 |
| 指定地方行政機関 | 〃 | 〃 |
| 指定公共機関 | 〃 | 〃 |
| 指定地方公共機関 | 〃 | 〃 |
| 市民 | 〃 | 防災行政無線、市ホームページ、SNS、 浮き城のまち安心・安全メール、緊急速報メール、 広報車、その他迅速な方法 |
| 報道機関 | 総合政策部 広報広聴課 | 電話、FAX、文書、その他迅速な方法 |

オ 災害対策本部の廃止基準

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部を廃止する。

- 市内に災害が発生するおそれ又は拡大するおそれが解消したとき。
- 災害応急対策又は応急復旧がおおむね完了したとき。

(2) 災害対策本部の運営

ア 本部員会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、市の災害対策に関する重要事項の協議並びに連絡調整を実施する。

(ア) 本部員会議の運営

- 本部長は、災害対策に係る重要事項について協議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- 本部員会議を開設するために必要な措置又は庶務については、危機管理課が行う。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員会議の構成員以外の者に対し、本部員会議への出席を要請する。

(イ) 決定すべき事項

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧の推進に関すること。
- 配備体制の決定に関すること。
- 県及び他市町村への応援要請に関すること。
- 自衛隊の派遣要請及び緊急消防援助隊の応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用に関すること。
- その他災害に関する重要な事項の決定に関すること。

(ウ) 決定事項の周知

本部員は、本部員会議の決定事項を職員に周知するとともに、各部の連絡調整を図る。

イ 本部長の職務代理者の決定

市長が発災時に登庁困難な場合又は登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から次の順位で災害対策本部の設置等必要な災害対策を行う。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 危機管理監
- 第3順位 市民生活部長
- 第4順位 総合政策部長
- 第5順位 総務部長
- 第6順位 環境経済部長
- 第7順位 健康福祉部長

ウ 災害対策本部の編成及び所掌事務

災害対策本部の編成及び所掌事務は、別表 災害対策本部の所掌事務のとおりである。

工 本部要員

各部長は、各部から本部要員を指定する。

本部要員は、災害対策本部に詰め、次の事項について部長及び部内各班との連絡調整に当たる。

- 市民からの問い合わせ対応に関すること。
- 被災状況の確認に関すること。
- 防災情報の収集・発信に関すること。

2 職員の配備区分

(1) 職員の配備体制

各配備体制における配備基準等については、次のとおりである。

| 配備体制 | 配備基準 | 対象職員 | 活動内容 | |
|----------------|---|--|---------------------------|---------------------------------|
| 災害対策本部を設置しない体制 | 予備体制 (地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき (風水害等) 早期警戒情報（気象庁）の警報級の可能性「高」が発表されたとき | 危機管理監が定めた者 | 主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制 | |
| | | 1号体制 (注意体制) (地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき (風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき | | ・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員 |
| | 2号体制 (警戒体制) (地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき (風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき | | | 危機管理課の主幹級以上の職員 |
| | | 3号体制 (緊急体制) (地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき (風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき | | ・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員 |
| | 全職員 | | | |
| | 4号体制 (非常体制) (地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき (風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき | ・災害対策本部員 ・災害対策本部要員 | | 組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制 |
| 全職員 | | | | |

*施設所管課は、被害の発生が予想される場合は所管施設等の事前対策及び被害状況の確認を実施する（必要に

応じて危機管理課から依頼)。

※都市整備部、建設部、環境経済部、消防本部においては、これによらず部内基準に基づき対応する。

(2) 職員の動員手続

各配備体制における職員の動員手続は、次の者が行う。

- 予備体制、1号体制及び2号体制……危機管理監が行う。
- 3号体制及び4号体制……本部員会議の決定に従い、各部長が動員区分に基づいて行う。

(3) 動員伝達方法

ア 勤務時間内の場合

危機管理監から各部長へ配備体制を伝達する。また、出先の職員、外出中職員等に対しては、各部長から伝達する。

イ 勤務時間外の場合

危機管理監から各部長へ配備体制を連絡し、各職員に対して各部の連絡網により伝達するとともに、職員緊急参集メールにより伝達する。

ただし、勤務時間外に発生した地震時の対応については、動員伝達の有無にかかわらず勤務時間外の地震発生時の対応に従い状況を判断し、自主的に配備場所に参集する。

(4) 勤務時間外の地震発生時の対応

ア 危機管理課職員の対応

危機管理課職員は、勤務時間外に強い揺れ(震度3以上)を感じた場合、速やかに登庁し、地震情報の収集及び被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて市長に配備体制を具申し、各部長を通じて電話により各配備体制執務職員の動員を行う。

イ その他職員の対応

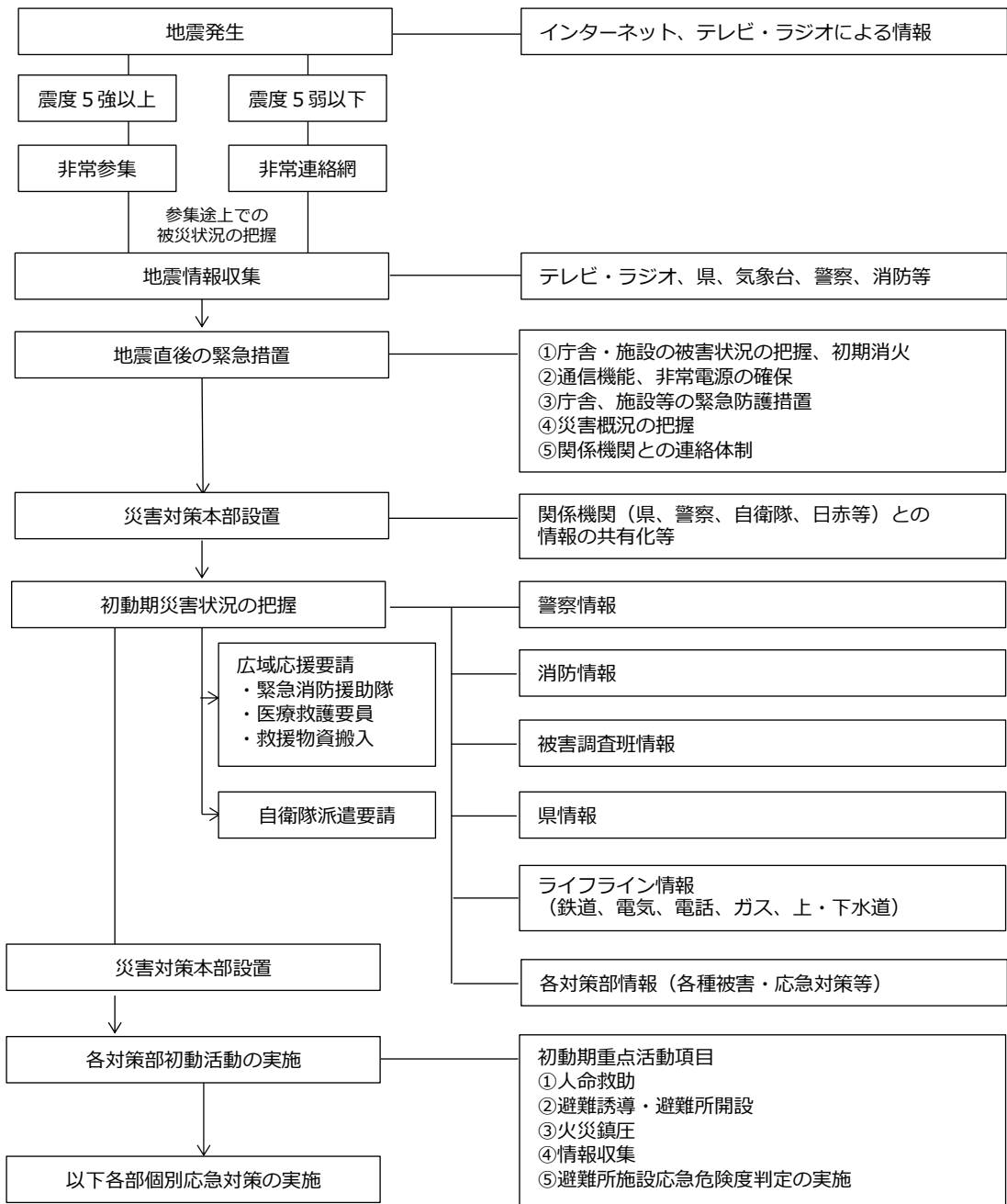
職員は、直ちにテレビ、ラジオ、インターネット等により市の震度に関する情報の収集及び周囲の被害状況等の把握に努め、職員の配備体制に従い配備場所に参集あるいは自宅待機を実施する。

【職員区分、配置場所】

| 職員区分 | 配備場所 |
|---|----------------|
| 課長職以上の職員及び危機管理課、秘書課、広報広聴課、福祉課、高齢者福祉課、建築開発課の職員並びに管理課、道路治水課、営繕課、都市計画課の一部の職員 | 災害対策本部(市庁舎) |
| 消防職員及び健康づくり課、学校給食センターの職員並びに上下水道経営課、水道課、下水道課、南河原支所、中央公民館、図書館、郷土博物館の一部の職員 | それぞれの勤務場所 |
| 市内在住職員及び市近接の市外在住職員 | 各地域の避難所となる指定施設 |
| 前記以外の市外在住職員 | 災害対策本部(市庁舎) |

第1編 総則
第2章 防災体制
第2節 防災体制

【勤務時間外での地震発生への対応フロー】



(5) 参集時の職員の留意事項

ア 参集時の服装

参集の際の服装は活動しやすいものとし、可能な限り、次に例示するものを携行する。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平時から準備する。

- 手袋、タオル、着替え、水筒、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話等
- 1日分程度の職員自身の食料

イ 参集手段

参集時は、できるだけ自動車の使用は避け、原則として徒歩、自転車及びオートバイにより参集する。

ウ 参集途上の措置

(ア) 被害状況等の把握

職員は、参集途上に被害状況等の情報収集を行い、参集後、参集場所の責任者に知り得た被害状況を報告する。

(イ) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

エ 所定の配備につくことができないとき

各職員は、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの公共施設等に参集し、所属長に連絡するとともに、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事する。

なお、勤務時間外に災害が発生し、配備職員の参集に時間がかかる場合は、先に参集した職員を初動班として、各種情報の収集伝達など初動活動に当たる。

【災害発生時の初動フロー】

| 時系列的事項 | 実施内容 |
|-------------|--|
| 1 参集準備 | 職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。 |
| 2 人命救助 | 職員は、近隣の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。 |
| 3 被害状況の収集 | 職員は、参集する際に被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底する。 |
| 4 参集 | 1) 各職員はできるだけ自動車の使用を避けて、自発的にあらかじめ定められた配備場所に参集する。 2) 災害その他により、配備場所に参集できない職員は、最寄りの公共機関あるいは避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。 3) 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握し、災害対策本部に連絡する。 |
| 5 被害状況の報告 | 1) 職員は、収集した情報を参集場所の責任者に報告する。 2) 参集場所の責任者は、被害状況を危機管理監に集約する。 |
| 6 初動班の編成 | 先着した職員により初動班を編成し、順次初動に必要な業務(※)に当たる。 |
| 7 緊急初動体制の解除 | 各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。 |

※初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

○災害情報の収集

- 被害状況調査
- 関係機関との連絡
- 市民への広報活動
- 災害対策本部の設置
- 各施設との連絡（施設の被害状況、避難状況の把握）

- 【様式編】第1 1-1 配備発令書
- 【様式編】第1 1-2 配備通知書
- 【様式編】第1 1-3 動員人員調査票
- 【様式編】第1 1-4 動員職員名簿

(6) 災害対策本部を設置しない体制（予備体制、1号体制、2号体制）の解除

危機管理監は、市内に災害が発生するおそれ又は拡大するおそれが解消したときは、災害対策本部を設置しない体制（予備体制、1号体制、2号体制）を解除する。

3 業務継続計画（BCP）

市は、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施するため、市業務継続計画を策定している。

市は、次の事項における実施状況を点検することで、適宜、計画の見直しを図る。

- 業務の優先度評価・目標復旧時間の変更
- 業務内容・担当職員の変更
- 業務に必要な資機（器）材の変更
- サービス・資機（器）材の関係業者の変更

4 災害対応に必要な電源等の確保

市は、庁舎等における災害対策活動を継続するため、災害対応型危険物自家給油取扱所を市消防本部に設置した。地下貯蔵タンクには、ガソリン及び軽油を常時 10,000 リットル貯蔵している。

大規模な停電が発生した場合、非常用電源により庁舎内電源を確保し、稼働させるための燃料については、燃料販売事業者との協定に基づき、災害時に優先供給を受けられる体制を構築している。

5 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

市は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を実施する。

第2 指定地方行政機関等の体制

防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めるものとする。

第3章 防災訓練

第1節 基本方針

災害時の応急対策活動が円滑に行われるためには、平時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが重要である。

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の向上に努めるとともに、防災関係機関の連携と防災体制を強化する。併せて市民との間の協調体制を確立し、市民の防災意識の向上を図るため、防災訓練を定期的、継続的に実施する。

第2節 現況と実施計画

第1 現況

昭和57年から平成21年にかけて、毎年おおむね8月最終土曜日に、自治会、消防団に協力いただき、行田市医師会、ライフライン関係機関等の参加協力により、総合防災訓練を実施してきた。総合防災訓練が市内全地区を2巡したこと、また、自主防災組織の設立が増加してきたことから、自主防災組織の育成を目的に、平成23年度から自主防災組織を対象として防災訓練を実施している。

第2 実施計画

市は、災害対策基本法第48条第1項に基づき、防災訓練を実施する。

1 九都県市合同防災訓練への参加

毎年9月1日の「防災の日」又は8月30日から9月5日の「防災週間」を考慮した適切な日に、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）の共催による合同防災訓練が実施されている。

当該合同防災訓練は、都県市ごとに会場を設置して広域的に実施されているが、平成9年の第18回七都県市合同防災訓練では市が埼玉県会場となり、自衛隊等防災関係機関及び市民等の参加により行われた。

市は、当該合同防災訓練で行われた実施内容等について今後も市の防災訓練に反映するとともに、合同防災訓練に努めて参加し、防災対策要員の技術向上等を図る。

2 図上訓練への参加

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」（阪神・淡路大震災発生日）を考慮した適切な日に県庁及び10支部等で図上訓練が実施されている。

市は、当該図上訓練で行われた内容について、市の図上訓練に反映するとともに、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

3 総合防災訓練

市は、引き続き、総合防災訓練の実施を推進するとともに、訓練の実施に当たり、訓練結果を評価・検討し、防災環境の変化に対応した訓練を適宜取り入れる。

- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 災害情報の収集伝達・広報訓練
- 救急救護訓練
- 災害医療訓練
- 消火訓練
- ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練
- 救援物資輸送訓練
- 炊出し訓練等

4 合同災害図上訓練

平成19年度より、市、市消防本部及び行田警察署での合同災害図上訓練を実施している。

合同災害図上訓練を実施することにより、災害時における迅速かつ的確な災害対策が講じられるよう、各機関の対応や連携体制を確認するとともに、連携した災害対応力の強化に努める。

5 水防演習

市は、利根川及び荒川において、荒川北縁水防事務組合、当該地域消防団、機能別消防団員及び市消防本部等の防災関係機関と、出水期前の6月中旬から7月下旬にかけて、水防工法訓練を重点とした水防演習を実施している。

なお、河川管理者は市が行う水防演習に可能な限り、協力するものとする。

6 消防訓練

各消防団は、地域における火災の発生及び拡大防止のため、毎月1回、分団ごとに消防水利整備や資機材点検を兼ねた火災防御訓練、放水訓練等を実施している。

7 避難訓練

市は、災害時における避難指示等を円滑、迅速、確実に行うため、行田警察署、消防機関及びその他の防災関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て避難訓練を実施する。

8 保育園、幼稚園、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練

市は、乳幼児、児童、生徒、負傷者、要配慮者等の生命・身体の安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう各施設管理者を指導する。

9 事業所等における訓練

病院、工場、事業所及びその他消防法（昭和23年法律第186号）で定められた施設の防火管理

者は、消防計画に基づき、消防法施行規則で定められた回数以上の消火及び避難訓練を実施するものとする。

防火管理者の設置義務のない施設管理者においても同様の訓練を実施するよう努めるものとする。

事業所等は、地域の一員として、市の実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

10 自主防災組織等における訓練

(1) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織を対象とした訓練では、初期消火訓練、応急救護訓練、防災用資機材の使用訓練等を主として実施している。また、自主防災組織は、独自に消防職員の指導のもとに負傷者の応急手当訓練、AED使用訓練、初期消火訓練等を実施している。

市は、地域防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織による防災訓練を推進し、市民の防災対応力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図る。

訓練項目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する防災関係機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(2) 市民の訓練

市は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の向上及び災害対応力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練や防災教育へ積極的に参加するとともに、家庭で防災会議を開くなど、自らも災害に備える手段を講ずるものとする。

11 非常参集訓練

市は、突発的な地震発生に備え、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練、情報収集伝達訓練及び避難所開設訓練も合わせて実施し、災害時の即応体制の強化に努める。

なお、非常参集訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするため、次の事項等を確認・点検するとともに、次回の訓練等に反映する。

- 伝達方法、内容
- 発受時間及び集合所要時間
- 集合人員
- その他必要な事項

第4章 調査研究

第1節 基本方針

阪神・淡路大震災は、かつて経験したことのない大都市直下型地震で、都市災害に対する対応策など危機管理の体制について様々な問題点や課題を残すとともに、改めて我々に震災に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要であることを認識させた。

また、東日本大震災は国内史上最大規模の大地震であり、甚大な津波被害をもたらしたほか、首都圏における帰宅困難者問題や原子力発電所の放射能漏えい事故による県外避難者の受入問題など新たな問題点を浮き彫りにし、大震災時における防災体制の充実強化を認識させた。

大きな破壊力を有する大地震に対し、災害を発生させない機能、拡大させない機能及び安全の確保を図る機能等を不断に維持することが必要である。

このため、市は、地震災害に対する具体的な予防・事前対策や応急復旧対策について今後とも科学的な調査研究を行い、総合的、効果的な震災対策の実施に結び付けるとともに、市民の防災意識の啓発や自主防災組織の育成等にも活用する。

第2節 現況と実施計画

第1 現況

市は、平成8年度に防災アセスメント調査を実施した。

本調査は、市内全域を対象地域とし、過去の災害履歴、地形特性、地盤構成、地盤の振動特性など、市内に起こり得る災害と関係する要素の実態を調査し、災害の特性を明らかにして、どのようなタイプの自然災害が起こるのかを正しく把握するとともに、この結果を踏まえつつ、防災上の課題の整理を実施した。

第2 実施計画

市は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、行田市防災会議を設置し、埼玉県地域防災計画を踏まえて、行田市内における防災環境を考慮し、災害の特性に対応した行田市地域防災計画を作成して災害対策を推進する。

なお、この計画は、災害による被害を最小限に食い止め、市民の生命、身体及び財産を守り、いち早く復旧・復興を果たすことを目標とし、事前の備え、発災時の対応、速やかな生活再建に取り組み、これらに向け予防・事前対策、応急対策、復旧対策、災害復興等について定めたものである。

1 基礎的調査研究

(1) 防災アセスメントに関する調査

市は、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施に努める。

(2) 地区別防災カルテの作成

市は、地域の災害危険度を把握するため、学校区単位での地区別防災カルテの作成に努める。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐にわたるため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映させることが必要である。

実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

(1) 公共施設・既存建築物の震災対策に関する調査研究

公共施設やライフライン施設は、生活に必要不可欠なものであり、地震災害でこれらの機能が喪失した場合には、大きな社会的混乱が予想される。そこで、これらの公共施設等の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究が必要である。

また、地震災害による人的・物的被害の大きな原因は、住宅等の民間建築物の倒壊と延焼火災である。そこで、既存建築物の耐震性及び耐火性を向上させるための方策について、技術的側面とそれを誘導するための政策的側面から調査研究を行うことが必要である。

(2) 大震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究が必要である。

3 避難する市民の安全確保に関する調査研究

避難する市民を安全に誘導するため、避難場所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

また、市は、その成果について避難所の運営に関する指針に基づいて作成する避難所運営マニュアルに反映する。

(1) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで、効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。

(2) 災害情報の伝達等に関する調査研究

震災時には、地震情報や被災地域の被害情報、災害活動情報など、市民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関し、集中豪雨時における情報伝達及び避難行動要支援者の避難支援に関する指針にならい、災害時の情報伝達マニュアルを作成する。

(3) 社会的混乱の防止に関する調査研究

大規模地震の発生時には、平時にうまく機能している社会システムの大きな混乱が予想される。そこで物価高騰や都市機能低下などによる社会的混乱の防止に関する調査研究が必要である。

(4) 震災時の生活確保に関する調査研究

被災者への食料、飲料水、生活必需品及び住宅等の迅速な供給は、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要である。そこで、供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究が必要である。

(5) 震災復興に関する調査研究

被災者の生活再建や地域経済の健全な回復を図るためには、被災地域の迅速な復興が不可欠である。そのため、震災復興についての基本方針や行政手続等に関する調査研究が必要である。

